

Japanese Welfare Society in Australia



# Hope Connection Newsletter No. 24

ホープコネクションニュースレター第 24号 発行日2003年1月1日 発行者 Hope Connection Inc.  
住所 / 郵便宛先 c/o Migrant Resource Centre, 40 Grattan St. Prahran VIC 3181 電話 (電話相談兼用) 0408-574-824  
\* Hope Connection Inc. はビクトリア州政府に登録された非営利非宗教の社会福祉団体です \*  
ホームページ : <http://members.optushome.com.au/hopec> e-mail: [hopec@optushome.com.au](mailto:hopec@optushome.com.au)

## ホープコネクションからのごあいさつ

2003年、あけましておめでとうございます。

1ヶ月ほど前、オーストラリアで2ヶ月以内にテロの危険性があると、マスコミが騒いでいました。どうか無事に2003年がスタートできますようにと祈るばかりです。

このところ、人々の心から寛容性が欠けてきているような気がします。暴力の「仕返し」が大流行ですが、それがお互いに美化され泥沼化しています。改めて暴力の善悪を問う時期だと思えます。さもなければ、このまま第三次世界大戦に突入ということにもなりかねません。特に、子供や若者達が「仕返し」することが当たり前という風潮に違和感を感じなくなったら....

さて、ちょっと警鐘を鳴らすつもりで、暗い話で始まり申し訳ありませんでしたが、ホープコネクションは今年も皆さんのお役に立とうと会員一同張り切っております。こういう時こそ、情報源なり、相談役にさせていただいてメルボルンの生活を楽しんでいただきたいと思います。

また、しばらくの間は、オーストラリア政府、メルボルン総領事館、ホープコネクション、日本語情報誌などの緊急情報に気をつけていきましょう。特に、メルボルン総領事館に在留届を出していると、逐一、最新情報が入ってきますので、必ず登録しておきましょう。

まずは、安全を確保して、今年も実りのある年にしましょう。

## 第23回 カルチャースクール 紙上レポート「遺言の作り方」

去る11月16日、モナッシュ大学 Japanese Studies Centre にて「遺言の作り方」をテーマに恒例のカルチャースクールが開催されました。今回は、メルボルンで活躍されておられる女性弁護士、Stacey Steele さん、Nita Tapsas さんにお話していただきました。以下概要をお伝えします。

\*\*\*

遺言とは、財産を自分の意志により分配することを文書で残すものと定義していいでしょう。遺言がない場合、法的には以下のように譲渡されますが、遺産管理の権限を裁判所でもらわなくてはならないため、財産分与に時間がかかってしまいます。

初めの10万ドル	配偶者
残りの2/3	子供
その残り(1/3)	配偶者

ですから自分の死後、相続をスムーズに行うためにもしっかりと「遺言」を書いておくことが必要かもしれません。遺言を書く際、考慮に入れるべき財産は、不動産、株、定期預金、貴金属、年金、投資、車、生命保険、Superannuation などがあげられます。さらにそれらの財産を誰に(beneficiary)譲渡するのかを決めるわけですが、

まだ生まれていない将来の子ども、孫なども対象者にすることができず、チャリティーなどに寄付することも可能です。

遺言には、遺言執行人(executor)を指定します。遺言執行人は、遺言執筆者が亡くなった場合、実際に財産処理に当たる任務を課せられています。通常、配偶者を含め、1-3人ぐらいの遺言執行人を選びますが、英語ができるオーストラリア居住者が望ましいでしょう。遺言執行人に指定する人に本人の同意を得る必要はありませんが、断られるケースもあるので、前もって同意を得ておきましょう。遺言執行人を弁護士などに依頼することも可能です。

新しい遺言を作る場合、「前の遺言を破棄する」という一文を加えることが必要です。結婚あるいは離婚した場合、それ以前の遺言は自動的に破棄されますので、あらたに遺言を作り直す必要があります(その遺言の中に結婚・離婚しても続けて有効という一文が無い場合)。別居期間中はまだ結婚中の遺言が有効ですから、以前の遺言が不適切なら、すぐに新しいものを作成しておくことです。

なお日本の財産についても、日本とオーストラリア双方で同一の遺言を作っておいた方が、相続の際、混乱が起きないでしょう。

**State Trustees について**

遺言作成の際、News Agency など売っている「Will Kit」を利用する方法もありますが、弁護士などの専門家に任せた方がむしろ安心でしょう。遺言の指導、管理などを扱う州政府機関のひとつ **State Trustees** に依頼することもできます。公共機関のため、料金も適正であり、地域によっては、出張サービスもあります。State Trustees の標準料金は以下のとおりです。

遺言作成は1通につき

ペンショナー	\$ 44
シニア・カード・ホルダー	\$ 100
その他一般	\$ 125
2通ジョイントで作成する場合(二人分)	\$ 195

遺言変更は1通につき

ペンショナー	\$ 27.50
--------	----------

シニア・カード・ホルダー	\$ 40
その他一般	\$ 50
2通ジョイントで作成する場合(二人分)	\$ 75

State Trustees を利用する場合、まず電話で予約を入れます。アPOINTメントは一回1時間15分、何セッションかかっても、料金は遺言一通の値段となります。State Trustees に遺言執行人になってもらう場合、財産額に比例してコミッションがかかります。通訳を頼む場合、State Trustees にアレンジしてもらうと、別途通訳料がかかります。遺言を State Trustees で作成すると、不動産証券など無料で預かってくれます。

**State Trustees の住所: 168 Exhibition Street、電話: 9667 6444**  
**ホームページ: www.statetrustees.com.au**

**ヴィクトリア州でビジネス権を買う: うっかり地雷を踏まないために**

弁護士 Tim McDonald, Brightfields Masterson Harcourt

ビジネス権購入に当たっては注意が必要です。事前に専門家のアドバイスを受けないと多額のお金を失うことにもなりかねません。オーストラリア人にもこうしたことはいえますが、まして当地の法律やら言葉に馴染みの薄い日本人は特に注意が必要です。海外でのベンチャービジネスに失敗したとなれば、大きな財政的負担を背負い込むことにもなりかねません。

ビジネス権購入は、多くの人々にとって、これから商売を自分で行う生涯で初めての体験となることでしょう。その時点までどこかで雇われていて、自分で経営をする立場ではなかったかもしれません。特に日本からオーストラリアに移住する目的でビジネス権購入を決意したような場合は、非常に大きな財政上の意思決定となることでしょう。

このようなケースでは弁護士や会計士などの専門家のアドバイスを受けることが必須です。この記事は法律のアドバイスを目的としたものではありませんので、ビジネス権を買おうとする方は、ご自身の状況に即した個別の法的助言を求められることをお勧めしますが、ここではヴィクトリア州でビジネス権を買われる場合に心得ておきたい主な問題点についての一般的な注意事項を述べてみたいと思います。

**購入予定のビジネスの価値はどのくらいのものか?**

まず購入予定のビジネスの価値を判断しなければなりません。売り手の示した数値が正確かつ妥当なものかどうか、会計士やビジネス購入に精通した人に頼んでこれを確認する必要があります。売り手の知り合いや関係者などでなく、独自に頼むのがいいでしょう。これが完了したら、次は購入価格交渉に入ります。

価格が20万ドル以下の物件であれば法的には、売り手はセクション52項に沿って、買い手と契約を取り交わさねばなりません。この52項には財政情報が含まれています。この情報が提供されるかきちんと確認しておくことです。さらに、購入予定ビジネスがフラ

ンチャイズ形態のものであった場合、法律によって、売り手は買い手に対し、書類公開が義務付けられています。フィナンシャルアドバイザーにそれを査定してもらいましょう。もし欠陥でも見つければ契約は避けた方が無難ということになります。

**どのようなビジネス形態を望んでいるのか**

どのような形式のビジネスを希望しているのかを考慮する必要があります。すなわち次の4形態が一般的です。

- \* 個人経営
- \* 共同経営
- \* 会社形態
- \* トラスト形態

これらがどう異なるかは、次回の記事でご説明します。どのような形態が望ましいのかは、個々の事情や目的などに依るでしょう。こうした点については、ビジネス購入の契約をするはるか以前にアドバイスを受けておかれることです。

**ローカルカウンシルに関わる問題点**

購入予定のビジネスが、継続して行えるようローカルカウンシルの許可その他(建物設計、食品衛生許可など)が整っていますか。法的条件にかなっているかをローカルカウンシルその他の法的機関に確認する必要があります。許可なくして(売り手が)商売を行っていたということも考えられるからです。

**契約**

オーストラリアでは、ビジネスの売買に際しては書面による契約が必要です。契約書にサインする前に、事務弁護士から契約書に書いてある条項、条件などについてアドバイスを受ける必要があります。たいていの場合決まったフォームの契約書が用意されますが、特記事項、条件などが記述されることがしばしばあります。さらに購入者側の利益保護のために、別の項目を追加するなどの必要性も出てきますし、たとえば買い手が口約束したことが書面に盛

り込まれているか確認することなども必要です。

### リースはあるのか

リースに関しての条項があるか注意して読み、確認する必要があります。新しいテナントであるあなたにリースが適切に移管されるでしょうか。所有者の銀行はリースが移行することに同意しているでしょうか。リースの更新に関わる条項規定はどうなっているでしょうか。リース契約の中に賃貸検査項目などはあるでしょうか。リースそのものがどのように規定されているでしょうか。所有者からの新たな保障が必要となるかもしれません。

### 必要な調査

買い手側の要望、指示にしたがって仕事を依頼された事務弁護士は、売り手が物件について述べていることを調べたり、問い合わせたりする必要があります。たとえば、売り手がビジネス売却する

に当たり、本当に優れたタイトル(商標)を持っているのかどうか、そのタイトルが商品や商売名として商標登録されているか、ビジネス名称、誰が建物所有者であるかなどを確認するために、建物所有者の名義証明書、売り手の会社など調べる必要があります。

### 決論

この記事はすべてを語り尽くしてはませんが、ビジネス権購入に当たっては、短期的にも長期的にも不利を蒙らないように、さまざまな問題を考慮しなくてはなりません。大切な点を意識していれば、リスクを最小限に押さえ、売り手ともよりよい条件で交渉する機会を提供することになります。

どのようなビジネス権の購入でも、ある程度のリスクは付きものですが、はじめから正しい助言を得ることが、ビジネスをうまくスタートさせるコツではないでしょうか。(訳文責・ホープコネクション)

## ボランティア仕事の探し方

ボランティア仕事の探し方にはいろいろあると思いますが、まずは自宅の近くが一番。City Council に行き、Community Directory を入手して下さい。そしてその中の Community Services のページを見つけて下さい。

- Counselling and Support Services
- Disabled Persons Service Day Centre (Wood & Craft)
- Services and Special Interest Groups
  - Community Volunteers Inc
  - Volunteers for Meals on Wheels
  - Emergency Transport
  - Home and Hospital visiting
  - Clerical support

などいろいろあります。きっと、私にだって出来そうだと思うところはあるはずです。例えば、Meals on Wheels というのは、食事を高齢者や身体障害者の自宅に車で運び、その方の状態をちょっと確認してくると言う仕事ですので英語力も必要になってきます。でも二人一組で仕事をしますので、運転手としてであれば、あるいは、食事作りのお手伝いなら入りやすいかも知れません。Disabled person の Day Centre でのボランティアは主にクラフト作りの手伝

い(例えば、針に糸を通してあげるとか)、昼食作り、皿洗い、食事のオーダー取りなどの仕事です。

病院でのボランティアもあります。まず電話でその病院の代表番号を回して下さい。ボランティアコーディネーターにつないでもらいアポイントを取ります。面接となりますが、どうしてボランティアをしたいのかまたバックグラウンドなども尋ねられるそうです。履歴書やレジメなども必要かも知れません。その後、ある病院の例ですと週1回で8週間にわたるトレーニングがあります。このセッションがとても為になるとか、もちろん無料です。終了後インタビューがあり、採用されますとその人にあった部署に配属されます。英語力のことも配慮してくれるはずですよ。

そのほか、地域の図書館や Community Centre の掲示板などにもボランティア募集の張り紙がしてあることもあります。インターネットで調べることもできます。例えば、

<http://www.govolunteer.com.au/default.htm>

をのぞいて見て下さい。

また、ボランティアに限らず仕事探しも、一軒一軒ドアを叩いて回るのが一番という積極的なワーホリの人もいましたので、まずは積極的にトライしてみてください。

## 日系コミュニティ団体紹介 モナシュ大学日本研究センター

### 日本研究センターの概要と目的

日本研究センターはモナシュ、ラトローブ、メルボルン、スウィンバン、ヴィクトリアの5大学によって 1981 年に設立された共同研究機関で、その主な目的は日豪間の国際文化交流・親善と日本に関する学術研究及び教育活動の促進です。モナシュ大学最大のクレイトンキャンパス内にあり、ビクトリア、サウス・オーストラリア、タスマニアの計3州800校に対して日本語教育の支援を行うメルボル

ン日本語教育センター(MCJLE)やビクトリア日本クラブ、ビクトリア豪日協会にもオフィスを提供しています。Hope Connection のセミナーもこのセンターの施設で行われることが多く、メルボルン東部の日本関係の情報センターともなっています。

### 活動内容

主な活動は

- ・ 日本関連の研究活動促進、支援
  - ・ 各分野の専門家による調査研究
  - ・ 研究セミナー、特別講義、合宿研究会企画・運営
  - ・ 日本関連の論集・単行本、日本語テキスト発行
  - ・ 客員研究者に対する研究支援
  - ・ 日本語、マンガ短期コース実施
  - ・ 人と国との情報交換、ネットワークづくり支援
  - ・ 箏教室、日本音楽に関する資料収集
  - ・ 日本への文化ツアー
  - ・ 日本人対象オーストラリア及び英語講座
  - ・ 翻訳、通訳サービス
  - ・ マンガ&インターネット・ライブラリーを通しての若者文化紹介、人的交流の促進
- などです。2002年にはこれまでの伝統的枯山水、石庭風の日本庭

園と図書室等に加えて畳敷きの和室、講堂とマンガ・ライブラリーの第1期工事を完了しました。キャンパス内には日本語を学んでいる学生も多いので、もっと日本の方にもセンターを訪れていただき、相互交流の場としての役割を果たしていければと思っています。

お問い合わせ、入会、各種活動のボランティア、e-mail による情報入手などは

Japanese Studies Centre (月 木)

PO BOX 11A Monash University

Clayton 3800 Australia

Tel (03) 9905 2260

Fax (03) 9905 3874

japanese.studies.center@arts.monash.edu.au (日本語可)

<http://www.arts.monash.edu.au/mai/jsc/>

## カルチャースクール 第24回 「ホームステイ/シェアハウスのこつ」

オーストラリアでの暮らしに役立つ情報を日本語でお届けするホープコネクション・カルチャースクール。今回はホームステイやシェアハウスについてです。短期滞在の方やワーホリ・学生のみなさんには、日本での下宿にあたるホームステイや、共同で家を借りるシェアハウスが何かと便利です。でも文化やシステムの違いもあって、いろいろとトラブルが起きやすいことも事実。快適で実りの多いホームステイや、シェアハウスの経験をするためにどんなことに気を配ればよいか、留学生のための Accommodation Officer の経験豊富な講師をお招きして、たくさんのヒントをご紹介します。ふるってご参加ください。事前のご質問もお受けいたしますので、お申し込みの際にお知らせください。

日時：3月29日(土) 午前10時30分～午後12時30分

場所：モナシュ大学 Japanese Studies Centre

モナシュ大学クレイトンキャンパス内

Melway 70F-G10-11 または 575 Building No.54 (バス停のすぐ西側です。)

土曜日のため大学内の駐車場は無料です。

Bus Routes : No.630, 631, 703, 733, 804 がモナシュ大学に停まります。

(最寄の Clayton Station からは、9:48, 9:51, 10:00, 10:20 発のバス便があります。)

費用：一人5ドル(コーヒー・紅茶、資料付)

お申し込み・お問い合わせ：0408-574-824 日本語電話相談まで。

または、E-mail : [hopec@optushome.com.au](mailto:hopec@optushome.com.au) まで。

チャイルド・ケアご希望の方、こんなことが聞きたいとご希望などありましたら、お申し込みの際にお知らせください。会場・資料準備のため事前の申し込みをお願いいたします。当日の午後9時以降、0408-574-824 にて当日参加の受付もいたしますが、資料がお渡しできない場合もありますことをあらかじめご了承下さい。

## ホープコネクション電話相談のご案内

ホープコネクションでは、96年8月より日本語での電話相談を行っています。生活の中でどうしてよいかわからず困っている方、相談相手のない方、悩み事を誰かに聴いてもらいたい方、お電話をいただければ、訓練を受けたボランティアの相談員が一緒に考えます。内容によっては専門家にご紹介もいたします。さらに現在ではマイグ란トリソースセンター(移民のための窓口となる公共団体)をはじめとする、オーストラリアのサービス機関とも協力、連携を深め、ネットワークを広げています。電話は匿名で構いません。秘密は厳守致します。

電話番号：0408-574-824 受付時間：月～金曜日 午前10時～午後3時まで

(相談は無料ですが、携帯電話を使用しているため、時間単位の通話料金がかかります)

- *Special Thanks to* - 庭野平和財団、Good Neighbours Trust Fund、South Central Region Migrant Resource Centre、Moshi-Moshi ページ Pty Ltd.、メルボルン在住匿名希望の方、Victoria Multicultural Commission、伝言ネット、ユーカリ出版、Southern Sky、Education Logistics、JCV ニュースレター、豪日協会ニュースレター、佐川義人氏、Timothy McDonald 氏、Michal Morris 氏、洋子マーフィー氏、NEC、メルボルン日本人会、大隈良譲氏、Sandra Roeg 氏、SBS 日本語放送、天野行哲氏、加茂前千代氏、Christine J. Rodan 氏、吉澤通明氏、山本和儀氏、Dr Mark Preston、Stacey Steele 氏(順不同)